

65歳以上の自宅で暮らしている方を対象に 補聴器購入費の一部を助成します



聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に、補聴器の利用を通じて外出や地域交流を支援し、介護予防と福祉の増進を図ります。

モデル事業への参加申込の募集期間

令和7年 **6月2日** から令和7年 **7月31日** まで（必着）

令和7年度の上限件数

100人
（応募が上限件数を超えた場合は抽選）

助成金額

補聴器購入費として1人 **50,000円** まで

助成対象者

次の要件のすべてを満たす方

- ①旭川市民で65歳以上の方（令和7年度に65歳になる方を含む）
- ②自宅で生活している方（グループホームなどの施設を除く）
- ③身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方、かつ交付対象にならない方
- ④左右の耳それぞれで聴力レベルが40デシベル以上の方（普通の大きさの会話が聞き取りにくい程度）
- ⑤耳鼻咽喉科医から補聴器の使用が必要と認められる方
- ⑥補聴器の購入前・後に、市のアンケート調査に回答いただける方



注意事項

- ※ 次の費用については助成対象外です
 - ・助成決定前に購入した補聴器の購入費
 - ・補聴器付属品や集音器の購入費、補聴器の修理費やメンテナンス費
 - ・耳鼻咽喉科の受診に係る費用（診察料、検査料、文書料など）
- ※ 両耳・片耳問わず助成は1人1回限りです
- ※ 購入先は、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店に限ります。



お問い合わせ先・申込先

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階14番窓口
旭川市 福祉保険部 長寿社会課 地域支援係
電話 0166-25-5273



← 市のホームページは
こちらです

手続きの流れについては裏面をご覧ください



手続きの流れ



《 申込～参加決定まで（①～③） 》

① 「参加申込書」を取得

- ・「参加申込書」を市ホームページまたは総合庁舎2階14番窓口から取得します
- ・市ホームページからオンライン申請することもできます

② 「参加申込書」を市に提出（6月2日～7月31日）

- ・「参加申込書」を郵送または総合庁舎2階14番窓口で市に提出します

③ 市の審査後、必要書類が届く（8月中旬）

- ・市の審査後、モデル事業の参加が決まった方には、「助成申請書」、「医師意見書」、「購入前アンケート」が郵送で届きます
- ・参加申し込みが上限件数の100件を超えた場合、抽選により選定します（選外の場合でも市から結果通知が届きます）



《 参加決定後～（④～⑨） 》

④ 耳鼻咽喉科を受診

- ・「医師意見書」を耳鼻咽喉科に持って行き、補聴器が必要かどうか診断を受けます
- ・補聴器が必要と認められた場合は、「医師意見書」と「オーディオグラム（聴力検査結果）」をもらいます

⑤ 補聴器販売店で見積書をもらう

- ・「医師意見書」と「オーディオグラム（聴力検査結果）」を補聴器販売店に持って行き、見積書をもらいます（指定販売店一覧は市ホームページに掲載しています）

⑥ 必要書類を市に提出

- ・「助成申請書」、「医師意見書」、「オーディオグラム（聴力検査結果）」、「購入前アンケート」、「見積書」を郵送または総合庁舎2階14番窓口で市に提出します

⑦ 市の審査後、必要書類が届く

- ・市の審査後、「助成決定通知書」と「助成金請求書兼委任状」が郵送で届きます

⑧ 補聴器販売店で補聴器を購入

- ・「助成決定通知書」と「助成金請求書兼委任状」を補聴器販売店（見積書をもらった店舗）に持って行き、補聴器を購入します
- ・購入金額と助成金額の差額を支払い、領収書をもらいます

⑨ 購入後アンケートを提出

- ・補聴器の購入後に「購入後アンケート」が郵送で届くので、返信用封筒で市に提出します